

「租税特別措置法第41条の19の2第1項の規定に基づく地方公共団体の長の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類（地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書）について」新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p data-bbox="159 331 584 368">1 所得税額の特別控除の概要</p> <p data-bbox="152 400 1084 544">個人が、平成21年1月1日から令和3年12月31日までの間に、自ら居住の用に供する昭和56年5月31日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る。）について、下記4の要件を満たす住宅耐震改修をした場合に、所得税額から一定の額を控除するものである。</p> <p data-bbox="159 549 1084 616">《平成21年1月1日から平成26年3月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》</p> <p data-bbox="219 624 277 655">(略)</p> <p data-bbox="159 660 1084 727">《平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》</p> <p data-bbox="219 735 277 767">(略)</p> <p data-bbox="152 799 376 836">5 適用対象期間</p> <p data-bbox="152 868 1084 975">当該特別控除の適用対象期間は、平成21年1月1日から令和3年12月31日までの間に上記3の家屋について上記4の耐震改修を行った場合が対象となる。</p> <p data-bbox="159 1007 622 1043">7 住宅耐震改修証明書の発行事務</p> <p data-bbox="181 1075 367 1107">(1) 証明内容</p> <p data-bbox="188 1112 1070 1331">証明書を発行する地方公共団体の長においては、申請書に記載された家屋（以下「申請家屋」という。）に係る下記（i）及び（ii）について確認した上で、住宅耐震改修証明書を発行されたい。また、住宅耐震改修証明書の発行に当たっては、申請者から提出された下記（3）の書類により審査を行った上で、原則として住宅耐震改修完了後の申請家屋の現況を確認することとする。</p> <p data-bbox="188 1335 1070 1439">なお、申請家屋に係る（ii）について確認する際、住宅耐震改修又は住宅耐震診断に関する補助事業における補助金交付に際しての検査結果等や住宅耐震改修に関する補助事業において住宅耐震改修完了後</p>	<p data-bbox="1122 331 1547 368">1 所得税額の特別控除の概要</p> <p data-bbox="1115 400 2047 544">個人が、平成21年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自ら居住の用に供する昭和56年5月31日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る。）について、下記4の要件を満たす住宅耐震改修をした場合に、所得税額から一定の額を控除するものである。</p> <p data-bbox="1122 549 2047 616">《平成21年1月1日から平成26年3月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》</p> <p data-bbox="1182 624 1240 655">(略)</p> <p data-bbox="1122 660 2047 727">《平成26年4月1日から平成33年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》</p> <p data-bbox="1182 735 1240 767">(略)</p> <p data-bbox="1115 799 1339 836">5 適用対象期間</p> <p data-bbox="1115 868 2047 975">当該特別控除の適用対象期間は、平成21年1月1日から平成33年12月31日までの間に上記3の家屋について上記4の耐震改修を行った場合が対象となる。</p> <p data-bbox="1122 1007 1585 1043">7 住宅耐震改修証明書の発行事務</p> <p data-bbox="1144 1075 1330 1107">(1) 証明内容</p> <p data-bbox="1151 1112 2033 1331">証明書を発行する地方公共団体の長においては、申請書に記載された家屋（以下「申請家屋」という。）に係る下記（i）及び（ii）について確認した上で、住宅耐震改修証明書を発行されたい。また、住宅耐震改修証明書の発行に当たっては、申請者から提出された下記（3）の書類により審査を行った上で、原則として住宅耐震改修完了後の申請家屋の現況を確認することとする。</p> <p data-bbox="1151 1335 2033 1439">なお、申請家屋に係る（ii）について確認する際、住宅耐震改修又は住宅耐震診断に関する補助事業における補助金交付に際しての検査結果等や住宅耐震改修に関する補助事業において住宅耐震改修完了後</p>

の申請家屋の現況確認等を行っている場合には、その結果を活用して  
いただいて差し支えない。

(i) (略)

(ii) 税額控除対象額

《a：平成21年1月1日から平成26年3月31日までの間に住宅耐震  
改修をした場合》

(略)

《b：平成26年4月1日から令和3年12月31日までに間に住宅耐震  
改修をした場合》

平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅耐震改修  
を完了した場合、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額  
(以下「標準額」という。)が税額控除対象金額となる。

標準額の算出方法については、令和元年国土交通省告示第264号  
による改正後の「租税特別措置法施行令第26条の28の4第2項の規  
定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内  
容に応じて定める金額(平成21年3月31日国土交通省告示第383号  
)」において定めるとおり、以下の表の(い)欄の住宅耐震改修の  
内容の区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄の額(平成26年4月1  
日から令和元年12月31日までに住宅耐震改修をした場合は、令和元  
年国土交通省告示第264号による改正前の額(同欄の括弧内の額)  
)に(は)欄の数値を乗じた金額の合計額を求め、当該住宅耐震改  
修に関して交付される補助金等の額がある場合には、当該合計額か  
ら、当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等の額を控除した  
額となる。

この、「当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等」とは、  
耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又  
は給付金その他これらに準ずるものをいう。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者  
が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて  
住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有  
者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したこ  
とになるので留意する。この場合における標準額の算出については  
、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が  
負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

また、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及

の申請家屋の現況確認等を行っている場合には、その結果を活用して  
いただいて差し支えない。

(i) (略)

(ii) 税額控除対象額

《a：平成21年1月1日から平成26年3月31日までの間に住宅耐震  
改修をした場合》

(略)

《b：平成26年4月1日から平成33年12月31日までに間に住宅耐震  
改修をした場合》

平成26年4月1日から平成33年12月31日までの間に住宅耐震改修  
を完了した場合、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額  
(以下「標準額」という。)が税額控除対象金額となる。

標準額の算出方法については、平成25年5月31日国土交通省告示  
第548号による改正後の「租税特別措置法施行令第26条の28の4第  
2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震  
改修の内容に応じて定める金額(平成21年3月31日国土交通省告示  
第383号)」において定めるとおり、以下の表の(い)欄の住宅耐  
震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄の額に(は)  
欄の数値を乗じた金額の合計額を求め、当該住宅耐震改修に関して  
交付される補助金等の額がある場合には、当該合計額から、当該住  
宅耐震改修に関して交付される補助金等の額を控除した額となる。

この、「当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等」とは、  
耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又  
は給付金その他これらに準ずるものをいう。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者  
が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて  
住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有  
者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したこ  
とになるので留意する。この場合における標準額の算出については  
、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が  
負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

また、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及  
び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額と旧消費  
税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準額は、以  
下の①及び②の合計額(当該合計額が250万円を超える場合には、2

び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額と旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準額は、以下の①及び②の合計額（当該合計額が250万円を超える場合には、250万円。）とする。

①・②（略）

(い)	(ろ)	(は)
木造の住宅（「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	<u>15,400円</u> (15,900円)	当該家屋の建築面積（単位㎡）
木造住宅の壁に係る耐震改修	<u>22,500円</u> (23,400円)	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅の屋根に係る耐震改修	<u>19,300円</u> (20,200円)	当該耐震改修の施工面積（単位㎡）
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	<u>33,000円</u> (34,700円)	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	<u>75,500円</u> (78,000円)	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	<u>2,671,100円</u> (2,552,000円)	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	<u>259,100円</u> (267,600円)	当該家屋の床面積（単位㎡）

(2)～(4)（略）

50万円。）とする。

①・②（略）

(い)	(ろ)	(は)
木造の住宅（「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	<u>15,900円</u> (16,200円)	当該家屋の建築面積（単位㎡）
木造住宅の壁に係る耐震改修	<u>23,400円</u> (23,800円)	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅の屋根に係る耐震改修	<u>20,200円</u> (20,500円)	当該耐震改修の施工面積（単位㎡）
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	<u>34,700円</u> (35,900円)	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	<u>78,000円</u> (78,900円)	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	<u>2,552,000円</u> (2,658,200円)	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	<u>267,600円</u> (276,900円)	当該家屋の床面積（単位㎡）

(2)～(4)（略）